

00600

# 鳥取縣公報

昭和十五年六月二十八日

本書ノ大キサ國定規格A判

第千百四十三號

金曜日

縣令

◆鳥取縣令第四十八號

昭和二年三月鳥取縣令第十四號鳥取縣會計規則中左ノ通改正シ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年六月二十八日

鳥取縣知事 副見喬雄

第二條中「測候所」ヲ削除シ「機械工訓育所」ノ次ニ「診療所」ヲ加フ

第三十七條ヲ左ノ通改ム

收支命令者俸給、給料、歳費、年金、恩給、賞與及退職給與並ニ此等ノ性質ヲ有スル給與ノ支拂ヲ爲ス場合ニ於テ國庫納金、縣納金及分類所得稅ノ引去ヲ要スルトキハ其ノ引去金額ヲ控除シタル殘額ヲ券面金額トスル支拂命令ヲ發スベシ

國庫納金、縣納金ハ收支命令者ヲ受取人トシ歳入科目及振替ヲ要スル旨ヲ記載シタル支拂命令ヲ縣金庫ニ交付シ振替拂込ノ手續ヲ爲サシムベシ分類所得稅ハ收支命令者ヲ受取人トシ歳入歳出外現金ニ振替ヲ要スル旨ヲ記載シタル支拂命令ヲ發シ翌月十日迄ニ所得稅法施行細則第一條ニ定ム

00601

ル拂込書ニ計算書及明細書ヲ添付シ日本銀行又ハ郵便局ニ拂込ノ手續ヲ爲スベシ  
第二項ノ規定ハ他ノ會計ニ繰入ノ爲メ歲入ノ下戻シ又ハ經費ノ支出ヲ爲サムトスル場合ニ之ヲ準用ス

## 告示

◆鳥取縣告示第四百七十五號  
左ノ通農事實行組合設立届出アリタリ

昭和十五年六月二十八日

鳥取縣知事 副見喬雄

名稱	事務所々在地	設立年月日
妻波西部農事實行組合	東伯郡由良町	昭和十五年四月十五日
山崎農事實行組合	岩美郡成器村	昭和十五年五月一日
下横見農事實行組合	日野郡大宮村	昭和十五年四月三十日
萬藏農事實行組合	八頭郡佐治村	昭和十五年五月二十日
高山前地農事實行組合	八頭郡佐治村	昭和十五年四月二十五日

寶谷農事實行組合	日野郡大宮村	昭和十五年五月十日
紙子谷農事實行組合	岩美郡津ノ井村	昭和十五年五月八日
古市農事實行組合	日野郡大宮村	昭和十五年四月二十日
古川農事實行組合	日野郡黑坂町	昭和十五年六月一日
進修農事實行組合	米子市茶町	昭和十五年五月二十三日
上荒船農事實行組合	岩美郡成器村	昭和十五年五月一日

◆鳥取縣告示第四百七十六號  
左ノ通農事實行組合理事變更届出アリタリ

昭和十五年六月二十八日

鳥取縣知事 副見喬雄

名稱	事務所々在地	變更新年月日
井原農事實行組合	日野郡黑坂町	昭和十五年四月十三日
小河内農事實行組合	日野郡黑坂町	昭和十五年四月五日
中菅農事實行組合	日野郡黑坂町	昭和十五年四月十一日
下菅農事實行組合	日野郡黑坂町	昭和十五年四月十日

00603

新井農事實行組合	岩美郡成器村	昭和十五年四月二十日
新道第一農事實行組合	日野郡神奈川村	昭和十五年五月十日
武庫農事實行組合	日野郡神奈川村	昭和十五年五月十日
一反農事實行組合	日野郡神奈川村	昭和十五年五月十日
荒田農事實行組合	日野郡神奈川村	昭和十五年五月二十日
尾上原農事實行組合	日野郡神奈川村	昭和十五年五月二十日
日之畑農事實行組合	日野郡神奈川村	昭和十五年五月二十日
比山農事實行組合	日野郡神奈川村	昭和十五年五月二十日
妻波農事實行組合	東伯郡由良町	昭和十五年四月二十八日
一乘農事實行組合	東伯郡由良町	昭和十五年三月十二日
谷一木農事實行組合	八頭郡河原町	昭和十五年四月二十九日
森農事實行組合	東伯郡旭村	昭和十五年三月十五日
赤波農事實行組合	八頭郡大村	昭和十五年三月二十八日
		昭和十五年二月二十九日

00604

林ヶ原農事實行組合	日野郡八鄉村	昭和十五年四月一日
清山農事實行組合	日野郡八鄉村	昭和十五年四月一日
大内農事實行組合	日野郡日光村	昭和十五年四月十六日
今吉農事實行組合	西伯郡日吉津村	昭和十五年四月十六日
小鹿谷第一農事實行組合	東伯郡東鄉村	昭和十五年四月二十二日
川上農事實行組合	東伯郡東鄉村	昭和十五年四月二十七日
深山口古屋敷農事實行組合	日野郡神奈川村	昭和十五年四月二十七日
深山口農事實行組合	日野郡神奈川村	昭和十五年五月二十日
日之詰農事實行組合	日野郡神奈川村	昭和十五年五月二十二日
池ノ内農事實行組合	日野郡神奈川村	昭和十五年五月二十一日
籠原農事實行組合	日野郡日光村	昭和十五年五月二十二日
荒神原農事實行組合	日野郡黑坂町	昭和十五年五月三十一日

◆鳥取縣告示第四百七十七號

米穀現在高調查員左ノ通囑託解囑アリタリ

00606

00605

昭和十五年六月二十八日

鳥取縣公報 第千百四十三號 昭和十五年六月廿八日 (第三種郵便物認可) 六

囑託者	解囑者	擔當調査區域	職務執行ノ場所	囑託解囑年月日
丹田磨志夫	小笠元芳	西伯郡崎津村	西伯郡崎津村役場	昭和十五年六月二十四日

鳥取縣知事	副	見	喬	雄
-------	---	---	---	---

◆鳥取縣告示第四百七十八號

氣高郡吉岡村長柄第二耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十五年六月二十八日

鳥取縣知事	副	見	喬	雄
-------	---	---	---	---

◆鳥取縣告示第四百七十九號

氣高郡勝部村八葉寺第二耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十五年六月二十八日

鳥取縣知事	副	見	喬	雄
-------	---	---	---	---

◆鳥取縣告示第四百八十號

當管内ニ於ケル健保組合左ノ通異動アリタリ

昭和十五年六月二十八日

鳥取縣知事	副	見	喬	雄
-------	---	---	---	---

診療所所在地	氏	名	異動事項	異動年月日
東伯郡由良町大字妻波	岸	田梅吉	死	昭和十五年三月三十日
東伯郡灘手村大字津原	吉益良藏		死	昭和十五年六月六日

◆鳥取縣告示第四百八十一號  
健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス  
昭和十五年六月二十八日

鳥取縣知事	副	見	喬	雄
-------	---	---	---	---

被保險者證 記號 一番號	被保險者氏名	工場事 務所所在 地並名稱	工場又ハ事 業場並名稱	無効トナリタル 被保險者證交付 年月日	無効トナリタル 年月日	備考
西ひに	八五	遠藤善恵	西伯郡境町 日ノ丸工業株式會社	一五、二、二三	一五、三、三一	
八まけ	一	小屋田力治	八頭郡河原町 日本製絲株式會社	九、四、九	一五、五、二九	
西に	三、古五	有田利夫	氣高郡湖山村 湖山工場	一四、三、二二	一五、三、一	

同	三、〇五	池澤キミエ	同	一〇、一一、二一	一五、一、一二
---	------	-------	---	----------	---------

東みち	一三	大川 嶽	東伯郡三徳村	一四、一二、二八	一四、一二、二八
-----	----	------	--------	----------	----------

米はは	一七二	橋本 静枝	米子市錦町	一五、四、一	一五、六、二
-----	-----	-------	-------	--------	--------

鳥とら	二九	大倉 克巳	鳥取市河村製材所	一五、三、八	一五、五、二〇
-----	----	-------	----------	--------	---------

八か	二〇	山下 誠	八頭郡智頭町	一五、三、八	一五、五、六
----	----	------	--------	--------	--------

## 彙報

### 吳海軍工廠工員採用要綱

▽應募資格

▽年齢 十六歳以上四十歳未満

▽銓衡日時 七月十七日午前九時米子職業紹介所及場所 七月十八日午前九時鳥取職業紹介所

七月十八日午後一時智頭青年學校

最寄職業紹介所(町村役場)二問合ノコト

### △提出書類

志願票 (紹介所ニ在ル)

身許證明書 (町村役場カラ)

小型寫眞一枚 (指紋デモヨイ)

待遇

(1)賃錢

(實働時間八時間半ノ賃錢)

▽素人 (未經驗者)

一、八五

一、一〇〇

後ハ三ヶ月

一、一五〇

後ハ二ヶ月

一、二〇〇

後ハ三ヶ月

一、二五〇

後ハ二ヶ月

一、三〇〇

後ハ二ヶ月

一、三五〇

後ハ二ヶ月

一、四〇〇

後ハ二ヶ月

▽他ノ工場デ勤イタ經驗ノアル者

紹介所ノ補導所ヲ卒ヘタ人

素人三ヶ月後ノ賃錢ト大体同ジ

昇級制度ガアル

昇級半年務メルト毎年五月ト十一月ニ

昇級制度ガアル

昇級制度等ガアル

昇級制度等ガアル

昇級制度等ガアル

昇級制度等ガアル

昇級制度等ガアル

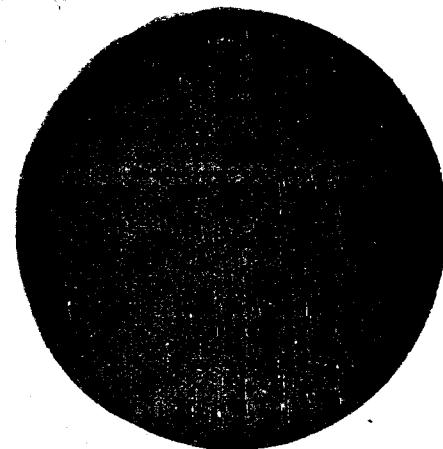
昇級制度等ガアル

旅費 採用者ニハ銓衡地カラ吳迄ノ旅費

旅費

00609

# 事變特報



集

報

第六十號

舉國一致  
盡忠報國  
堅忍持久

- ▽アル廠内デハ辨當モ配給シテ居ル
- ▽病院 設備ノ完備シタルモノガ市内各所ニ  
アリ工員ハ無料デ入院治療ガ出來家族ハ町  
ノ醫師ヨリ遙ニ安ク診療ガ受ケラレル
- ▽會館 従業員及家族ノ俱樂部トシテ圖書又  
ハ新聞ガ無料デ見ラレル外娛樂室モアリ尙  
市中ヨリ「ウン」ト安イ散髪、浴場、食堂  
等ノ設備ガアル
- ▽青年學校アリ
- ▽農繁期ニハ農業手傳ノ爲休ミガアル
- ▽二十歳未滿デ吳ニ身寄ノナイ者ニハ寄宿舍  
ノ設備ガアル

## 目

一 警察署長會議に於ける知事訓示要旨	一三頁
一 稅制改正の概観	(庶務課) 一八頁
一 民有林開發林產物搬出施設獎勵規則	(林務課) 二〇頁
一 飼料問題の動向	(規畫課) 二二頁
一 興亞奉公日の徹底強化	(時局課) 二六頁
一 軍人援護の三重點	(社會課) 二八頁
一 縣支金庫の増設	(會計課) 三六頁
一 全國安全週間鳥取縣實施要綱	(保安課) 三三頁
一 艦上點呼艦「長鯨」の來島	(社寺兵事課) 三六頁
一 本縣春植馬鈴薯作付面積	(統計課) 三七頁
一 農業報國聯盟に就て	(規畫課) 三八頁
一 蟻の驅除に就て	(衛生課) 四〇頁
一 工業組合獻納陸軍機命名式	(商工課) 四一頁
一 滿洲日々社員の開拓民及義勇軍出身村訪問	(社會課) 四四頁

守安れ輝く日

## 警察署長會議に於ける

## 知事訓示要旨

本日茲に各位の會同を煩はし、時局下警察事務につき所懐の一端を述べて各位の一段の努力を頗はしたいと存じます。

今次事變勃發以來既に四年、各位は克く此の間に處して職任の重大なるを自覺せられ、國內治安維持の爲日夜努力せられつあるのであります。然し乍ら時局は益々重大を加へつありまして、事變窮極の目的たる東亞新秩序の建設は内外諸般の情勢に鑑み前途尙遼遠なることを覺悟せねばならぬ次第であります。

曩に紀元の佳節に方り、畏くも優渥なる詔書を渙發あらせられ、國民の嚮ふ所を昭示せられたことは寔に恐懼に堪へない所であります。吾々は聖旨を奉戴し、益々確固不動の信念を堅持しまして、此の事たる固より事變を契機とする支那民人の自覺に基くものであり、且又一面事變勃發以來久しうに亘る皇軍將兵の輝く威武と、銃後國民の刻苦淬礪との成果に外ならぬのであると存じます。然し乍ら此のことは事變處理の一段階を進めたに過ぎず、東亞の安定、日支の提携は今日漸く其の緒に就いたに止り、帝國の將來と東洋の運命を決すべき東亞新秩序建設の歴史的大使命を達成するが爲には、國民は舉國一致益々銃後の完璧を期し、軍事援後の萬全と凡ゆる國策に順應し、堅忍持久の精神を旺盛ならしむるの肝要なることを痛感する次第であります。

此の秋に當り吾々治安維持の重大使命に任する者は深く思を茲に致しまして、興亞の聖業に殉す

るの覺悟を以て益々警察精神の振起に努むると共に、執行事務各般の上に之を具現し、時局下警察の強化刷新を圖り、戦時即應の警察を樹立し、更に進んで國民精神の振作に任じ、銃後國民の戰時意識を徹底せしめ、廣汎多岐に亘る銃後事務の完璧を期するの覺悟を要するのであります。

次に國際情勢の緊迫化と近代戰の特質に鑑み、國土防衛の完璧を期することは喫緊の急務であります。各位まして、軍防空に即應し國民防空の徹底を期するは國民に課せられたる重大任務であります。各位は叙上の趣旨に鑑みそれゝ規定せられたる防空實施計畫に基き、防空思想の普及徹底、監視哨員の指導訓練等各般に亘り意を用ひ、特に警防團員を指導督勵し、各種災害の防除と警察補助機關としての機能を發揮せしめ、一旦緩急の場合國土保全に遺憾なきを期せられたいのであります。

保安警察事務は廣く行政警察の各般に亘り、國民の日常生活に直接影響するもの極めて多く至事變下社會事象は愈々複雜化して其の對象は著しく廣汎となり、特に風俗取締の適否は社會風教に大なる影響を及ぼすものなるを以て、各位は常に國策の示す所に據り適切妥當なる方策を樹て取締に任せられたいのであります。

戦時勞働行政の基調は申す迄もなく全產業人の總力を最も有効に發揮せしめ、國家當面の要務に貢獻せしむるにあります。

產業報國運動は其の提倡以來各位の努力に依りまして急速なる組織の進展を見、今や產業勞働界の大勢を制するに至りましたことは邦家の爲沟に同慶に堪へません。然し乍ら本運動の使命並に國家内外の諸情勢に鑑みますれば、本運動は單に組織の進展のみを以て満足すべきではなく、更に進んで其の内容を整備充實致し、本運動の全機能を發揚して戰時下產業勞働界に於ける中核的組織としての任務を強力に遂行すべきであると信ずるのであります。

又勞働能率の増進及び勞働力の保全増強の必要は時局の進展に伴ひ今後愈々緊切なるものがあります。

ます。最近各種産業災害は増加の傾向を示し、勞務者の健康も亦實に憂慮すべき情勢にありまして殊に未經驗勞働者中生活環境の急變、作業に對する不馴等の爲健康を害し、或は不測の災害に襲はれる者が極めて多いのであります。各位は之等の點に關し特に事業主、安全管理者等の活動を促し災害防止を徹底せしむる爲有効なる方策を樹立實施せしめられたいのであります。

勞動賃金の統制は低物價政策の完遂に協力し、勞働力の保全増強を圖り、以て戰時下に於ける國民經濟の圓滑なる運營に資する爲賃金の適正を期するのであります。本縣に於ては昨年八月賃金統制令に基き軍事關係產業の未經驗勞働者の初給賃金を公定し、十月には賃金臨時措置令の公布により勞働賃金の一齊引上げを制限したのであります。其の後生活必需品の價格騰貴に伴ひ賃金統制の實施上種々困難なる問題が生ずるに至つたのであります。幸ひに各位の努力に依り概ね良好なる實績を示しつつあるは欣びとする所であります。各位は今後常に產業勞働界の動向、勞務者生活の實相に留意せられて、一層圓滑適正なる法規の運用を期せられることを望みます。

統制經濟の實施せられてより茲に滿二年を閲しましたが、其の内容の擴充せらるるに伴ひ物資の需給は不圓滑を告げ、物價は益々昂騰の状態にありまして、經濟統制は今後愈々整備強化せらるるであらうことは推察するに難くない所であります。從つて經濟治安確保の大使命を有する各位の任務も亦愈々重きを加へつあるのであります。統制經濟の運營は國民生活の各部門に重大且深刻なる影響を與へつあるのであります。之が取締に當りては眼界を開き視野を展めて事の輕重を慮り、常に綜合的國家的見地に立ち確固たる信念に基き、經濟警察の適正なる運用に當られたいのであります。

最近に於ける經濟統制違反の状況を一瞥するに、其の量の増大と質の悪化傾向は愈々顯著にして殊に再犯者の増加甚しく、現下重大時局に對する國民精神の缺如が窺はれ撫然たらざるを得ないの

であります。

然し乍ら統制經濟の取締は飽く迄嚴正に執行せらるべきであり、之が成果の如何は直に聖戰目的に重大なる影響を齎すのでありますから、各位は國家が經濟統制に懸けられたる要求と現下に於ける實狀とを正視し、情理を盡して指導防犯に努め、經濟警察制度實施以來の方針を一貫徹底せしむるに共に、苟くも國策を無視し統制を阻害するが如き反國家的事犯に對しては斷乎其の制壓に當り以て經濟統制の綜合的運營の完璧を期せられたいのであります。

刑事警察に關しては各位は常に其の本義に則り檢察當局の指導の下に緊密なる連繫を保ち、克く事變下犯罪の防遏に努められつつある所でありますから、事變勃發以來各位の努力と縣民の緊張自肅將又防犯協助と相俟つて事變前に比し重大事件を初め其の他の事犯も減少を示して居りますことは喜ぶべき現象であり、尙事犯の查緝檢舉並に被疑者關係者等の處遇上に付ても特に失當と認むべきものなく、常に適正を保持されつることは刑事警察上寔に慶賀すべきところであります。

現時犯罪の趨向を概觀致しますに、世相の反映著しきものありて必ずしも樂觀を許さず、刑事

警察は寧ろ向後一層強化刷新を圖ることを要し、各位の深甚なる考慮に期待することの洵に大なるものがあります。

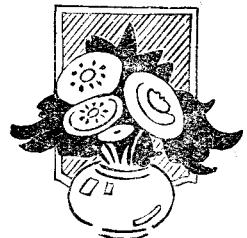
事變長期化に伴ひ人心稍々弛緩せるやの感あるのみならず、近時通貨の膨脹、般賑產業部面の隆昌等に因由して、放埒不正行爲の漸増し、又此の機に乘じ一攫千金を夢みむとするが如き徒輩の續出或は經濟統制等の影響に依り營業不振を來せるもの、物價昂騰に伴ひ生活不如意より竊盜、詐欺その他財產犯の漸増、其の他青少年犯罪、應召遣家族に對する犯罪、満支方面との來往者の犯罪等顯著の現象は國民生活を劫かし、銃後の諸活動を阻害すると共に戦時體制を素り、延いて聖戰目的遂行上洵に憂慮すべきものあるを以て、各位は常に時局の推移と犯罪の趨勢に思を效して部下を督勵し、時

代に即應せる刑事警察對策の下に其の機能を充分發揮し、之等犯罪の防遏に格段の意を拂はれむことを切望致します。

今次の事變は我邦の人口に重大なる影響を齎し、一方に出生率の減退と他方死亡率の増加と謂ふ國家の前途洵に憂慮に堪へない現象を示して居ります。仍つて政府は先づ以て剛健なる國民の增强擴充を圖り、國力の根柢培養に資することとなり、今回新に國民體力法を制定して國民の體力を検査し、其の向上に就き適切なる指導其の他の必要なる措置を講ずると共に、國民優生法の公布により遺傳惡質の防遏と國民素質の向上を期せらることとなりましたが、此の外結核、花柳病等國民的慢性傳染病の豫防を初め急性傳染病の防遏に就いても、最近激増したる大陸との交通關係に依り痘瘡の如き海外病の侵襲が顯著となりました實情に鑑み、今後一層之が豫防對策に萬全を期せられむことを希望して已まない次第であります。

我國に於ける社會保險の先驅として昭和二年より實施せられたる健康保險は幾多の改正を経て整備充實せられ、本年度より近く家族給付並に結核性疾病に對する延長診療の實施を見んとするは、銃後產業戰士及び其の家族の福音にして洵に慶賀に堪へない所であります。

更に本年六月一日よりは健康保險を母體とし、職員健康保險並に船員保險の實施を見、民間に於ける被傭者の大半を法に依り其の健康を保持増進し、以て現下非常時局に於ける生活の安定、人的資材の涵養に萬全を期せんとするものありまして、之が趣旨の普及に最善を盡されたいのであります以上所懷の一端を披瀝して各位の深き考慮と強き決意をお願ひする次第であります。



## 税制改正の概観

### △税制の改正

今年から我が國の税制が大改正を行はれたことは御承知の通りであります。税制改革の必要は久しい以前から稱へられてゐたのであります

が、何分廣範圍に亘る全税制を組織的に改めやうと云ふのでありますから、其準備もなかなか大變であります。當局に於て研究に研究を重ねて今春の議會に提示せられ、其の協賛を得て遂に今回の實現を見たわけであります。

今回の改正は中央地方を通ずる我國税制の根本的な大改革であります。新しい税法はどうなつてゐるかは納稅の義務を有する國民として

よく知つて置かねばならぬ事柄なのであります。が、何分龐大な新税制の全貌を詳細に記す事は容易な業ではありません。今此度改正せられた税種目を擧げると、國稅のみについて見ても次のやうに多數に亘つてゐるのであります。

### 直接税

所得稅、法人稅、特別法人稅、營業稅、外貨債  
特別稅、配當利子特別稅、臨時利得稅、地租、  
相續稅、鑛區稅、通行稅、遊興飲食稅、家屋稅

### 間接稅

酒稅、清涼飲料稅、取引所稅、印紙稅、骨牌稅  
狩獵免許稅、砂糖消費稅、織物消費稅、揮發  
油稅、入場稅、物品稅

### △個人の稅金の改廢

改正前の制度では、國稅では年千圓以上の所得がある者には所得稅がかゝり、また土地を所有する者には地租、營業をして居る者には營業稅、貸金や公債社債、預金の利子等があれば資本利子稅がかゝり、地方稅では、府縣稅では所得稅附加稅、地租及營業稅の附加稅な

どがかかる尙家屋を所有する人には家屋稅が課せられて居りました。又市町村稅としては地租

及び營業收益稅の附加稅、家屋稅附加稅の外戸數割、戸數割を課しない所では所得稅附加稅が課せられてゐたのであります。

然るに改正せられた新税制では、國稅は先づ所得稅が根本的に改められて比例率による分類所得稅と、累進率による綜合所得稅とを併用することになります。

又地方稅では、府縣稅に於ては所得稅附加稅が廢止せられ、市町村稅では戸數割が廢止せられ代りに市町村民稅が課せられることが行はれてゐるのであります。また。次に地租、家屋稅、營業稅へ從來の營業稅に代るもののは今後は地方の獨立財源となるのであります。又地方團體はこれに對し約三倍の附加稅を課

することになりました。

右の外營業者について昭和四、五、六の三年の平均利益を超える利益、または昭和九、十、十一の三年の平均利益を超える利益に對して課せられる臨時利得稅、財產相續の場合の相續稅等の國稅は從來のやうに今後も課稅されますが、これ等については相當の改正が行はれて居ります。

### △法人の稅金の改廢

次に法人の稅金の變つた事柄を記しますと改正前に於ては國稅では法人の所得に對して所得稅、純益に對しては營業收益稅がかゝり、尙ほその利益が臨時利得稅法の定める一定の割合を超過した時は超過利得に臨時利得稅がかゝり、さらに資本に對して法人資本稅がかゝつてゐたのであります。また法人が土地を所有して居れば地租が課せられ、公社債、銀行預金の利子等に對しては資本利子稅がかゝつて居りました。又地方稅では府縣稅として所得稅附加稅、地租及營業收益稅の附加稅などがかかり、事務所や工場に對しては家屋稅が課せられて居り、又

市町村税で地租・營業収益税及び家屋税の附加税が課せられてゐたのであります。

ところが改正の税法に於ては、國税ではまづ

所得税及法人資本税が統合せられて法人税とな

り、從來所得税の補完税といはれてゐた資本利

子税が廢せられ、營業収益税は營業税と變つて

地租と共に地方の財源に充てられる事になり

その他臨時利得税についても相當重要な改正が

行はれたのであります。

地方税では、まづ府県税で從來の所得税附加税に當る法人税附加税はかゝらぬこととなり、

市町村税では市町村民税が法人にも課せられる

ことになりました。

次に地租・家屋税・營業税は今後は全部地方の獨立財源となり一部は國で徵收した上道府縣に還付せられ且つ地方團體は國の徵收するものに對して約三倍の附加税が課せられる事は個人のものと同様であります。

尙ほ、今回の改正によつて産業組合、商業組合、工業組合などの所得税、營業収益税などの

課稅を免除されてゐた特別の法人に對しても、新たに國稅として特別法人稅が課稅されることとなつてゐます。

×  
×  
×

## 民有林開發林產物 搬出施設獎勵規則

政府では今回森林資源の保護を圖り、且つ林產物の増産を確保する爲に、民有林の開發に依る木材及び木炭の增産に必要な林產物搬出施設に獎勵金を交付すること、昭和十五年六月八日農林省令第四十號を以て首標の規則を制定して即日官報を以て公布し施行することとなつた。

この獎勵金は左に掲げる道府縣



の費用又は補助金に對し、政府豫算の範圍内に於て道府縣に交付するものであるが、別に國庫から獎勵金、補助金又は助成金を受ける施設に對してはこの獎勵金交付から除外されてゐる。

(一) 道府縣の林產物搬出の用に供する車道、木馬道、牛馬道、流送路並に之に附隨する土場の新設、増設又は改設に要する費用

(二) 道府縣の設計に依り森林組合聯合會の行ふ前號の搬出施設の新設増設又は改設に要する費用に對し交付する道府縣の補助金

(三) 主として市町村有林を開發する爲、道府縣の設計に依つて市町村の行ふ第一號の費用に對し施設の新設、増設又は改設に要する費用に對し交付する道府縣の補助金

(四) 道府縣の前各號の工事に關する設計監督に要する費用

而してこれ等に對する政府の道府縣に對する獎勵金の交付額は、前記第一號の費用に對しては其の工事に要する費用の五分の二以内、第二號、第三號の補助金に對しては其の工事に要す

る費用の五分の二以内にして補助金の五分の四以内、第四號に對しては設計監督に要する費用の四分の一以内であるが、第二號の補助金に對する獎勵金については森林組合又は森林組合聯合會の外に、市町村であつて其の區域を地域とするこれ等の組合の無いものが右の工事を行ふ場合には、今後其處に森林組合又は森林組合聯合會が成立した時はその施設を讓渡する條件の下にこれに獎勵金を交付せられ得ることとなつてゐる。

右の獎勵金の交付を受けようとする道府縣はその搬出施設に依つて開發せらるべき森林について其の工事の施行年度乃至その翌年度に於てその森林蓄積の十分の二以上、(治水、森林生産の保續、其の他特別の事由ある場合に於ては十分の二以下であつて農林大臣の承認を受けた割合)の材積に相當する林木を伐採する計畫を樹立實施せねばならぬのであつて、道府縣の農林大臣に對する交付申請書提出は前年度二月末日迄であるが、本年度に限り七月十五日迄にな

つてゐる。

尙この奨励金の交付を受けた搬出施設については農林大臣乃至は地方長官の認可を得なければ其の用途を變更したり處分したりすることは出来ないし、その事業成績書及び決算書を翌度の六月三十日迄に道府縣から農林大臣に提出しなければならない。又左の各號の一に該當する場合には交付せられた奨励金の全部又は一部の返還を命ぜられる場合がある。

場合には交付せられた奨励金の全部又は一部の返還を命ぜられる場合がある。

#### 規定に違反したとき

- 1 指定に違反したとき
- 2 奨励金交付の條件に違反したとき
- 3 事業施行の方法不適當と認めたとき
- 4 交付を受けた奨励金の全部を遅くとも翌年度に於て支出する見込のないとき

尙本規則に依つて施行する林產物搬出施設は其の施行箇所を林道網第一期計畫書によつて農林省が指定することになつてゐる。

× × ×



## 飼料問題の動向

### △畜産の重要性と飼料不足

本縣は全國的に有名な因伯牛の產地としてその飼養は極めて重要な地位を占め、その他養鶏業の一である。特に政府は昨年度畜産の生産擴充計畫を樹立してその増産を圖り、本縣もこれに順應してその目的達成に邁進してゐるのであるが、この時に當つて飼料の配給が近來頗る不圓滑となり、畜産家一同の悩みの種となつてゐることは個人的經濟以外に、眞に國家の重大な問題と云はねばならぬ。

畜産生産物は肉類、牛乳、鶏卵、羊毛、兎毛皮等の栄養食料品、被服資料として平戰時を通

年を一〇〇として同十年には一五三の指數を示すに至つてゐるのである。

このやうに我國の畜産が外國の飼料に依存して發達せねばならぬといふことは實に畜産界に大きな危險性を包藏するわけであつて、これが今度の事變によつて表に現はれて、その上に歐洲戰亂の勃發に依つてそれが一層強化するに至つたわけである。

今昭和十二年に於ける飼料需給狀況を見ると

國內生産によるものが七〇・九%、滿洲國及關東州よりの輸入額が一六・一%、而第三國である外國よりの輸入が一三%に當つてゐる。しかしてが爲にはその飼料の圓滑なる供給といふことは先づ前提として考へられなければならない問題である。しかも我が國の如き土地狹少にして然も農耕を本位として來てる農業國に於ては、この急激な畜産の進展に伴ふ飼料の急速な増産供給は到底不可能なことであり、必然的に畜産擴充に要する飼料は之は海外からの輸入に俟たねばならないのであつて、その輸入趨勢は昭和五

△飼料輸入の概況

近來に於ける我國の畜産はこれ等の事情から急激に非常な進歩をして居るのであるが、これが爲にはその飼料の圓滑なる供給といふことは周知のことであるが、更に事變による農村勞働力の不足を補ふものとして畜力の占める位置また金肥の不足を補給するものとして厩肥の持つ役割等、國家總力戰の今日畜産業は戰時經濟運營の上に容易ならぬ重要性を有してゐるのである。

### △事變と飼料需給

然るに事變の勃發と共に支那の對日輸入禁止

爲替管理の強化による輸入統制等の上に、昭和十三年からは物動計畫が編成されて直接軍需以外の物資の輸入が極度に節減せられるに至つたので飼料の輸入も嚴重な統制を受ける事となり第三國からの輸入は實に事變前の四分の一に壓縮されることとなつたため、こゝに畜産界は非常な難關に立たねばならぬこととなつた。そこに昨秋の歐洲戰亂と、日滿支を通ずる農産物の不作とを契機として、事態は更に悪化へと轉ずるに至つたわけである。

次いで我國では全面的な物價停止令が布かれ飼料についても十月十九日付を以て飼料販賣取締規則が公布されたが、これまで統制外に置かれてゐた米糠、雜穀、魚粕等の雜飼料の値上りが甚しく、それに買溜賣惜みも隨所に行はれて畜産業者は何れも非常な入手難に見舞はれ、需給は勢ひ配合飼料に集まるところとなつたので、需給の不圓滑は益々困難となつて來ることとなつたのである。又穀についても昨年夏以來通貨の關係その他から支那穀の輸入が杜絶し、之に代

への入手難であり、第二は配合飼料に對する一般の使用増加並に需給不良から來る意識的乃至無意識的な買ひ占め買ひ溜めであり、第三は配給機構の不備から來る荷物の偏在である。これ等が互に因となり果となつて現在の需給不圓滑を來して居ると考へて大過ないと思はれる。

第一の原因については米糠販賣取締規則、有機肥料株式會社の設立等に依つて農林省でも極力努力せられてゐるから、今暫くすれば漸次統制の効果が現はれて來るものと思はれる。第三の荷物偏在に付いては農林省で懸案の府縣別配給割當制が實施されるから、近く公平な配給が行はれるに至るであらう。第二の買占めに付ては法的な統制も行はれて居り、又切符制度等も考へられるであらうが、何より需給者側の自覺的な協力が最も大切なのである。

#### △需要者の協力

農林省では我國の畜産業を救ひ、深刻な金肥料の不足を緩和し、延いては國民の食糧生産を確保する爲には多少の外貨獲得は犠牲にしても第

るべき満洲產穀もまた食料への轉換等のために拂々しい輸入を見ないので、從來主として穀に依存してゐた牛馬等の大家畜では非常な恐慌を來してゐるわけである。

#### △不足の眞因

このやうに畜産界に於ける飼料不足は實に斯界の重大問題となつてゐるのであるが、しかし反面冷靜に真相を眺めるところの飼料不足の現況は、實際の狀態に比較して騒ぎの方が稍々大に過ぎ、從つてそのために混亂を人爲的に一層倍増せしめてゐる傾きが見えぬでもない。といふのは現在の飢餓がその供給量の絶對的減少に基づくよりは、寧ろ多く他の原因から胚胎してゐるやうに考へられるからだ。現に昨年中の飼料輸入の實績は穀を除けば一昨年に比較して何れも相當量増加して居り、少くとも輸入に關する限り、それほど深刻な需給の破綻を生じようとは常識的に考へられないからである。

然らばその他の原因とは何かと云へばその第一は米糠や雜穀、魚粕等雜原料の飼料製造業者

三國からの輸入を増さうと云ふ意向もあるやうであるが、之と同時に我々が是非ともなさねばならぬことは、内地又は満洲に於て積極的に飼料の增産を圖ること、まだ利用されずに埋れてゐる國內飼料資源を徹底的に利用開發することである。

この中前者については既に其の實行に着手して大陸へ大規模な飼料生産隊—満洲建設勤労奉仕隊特設農場班として本縣よりも参加一を送られてゐる外、國內休閑地を利用して玉蜀黍、稗大豆等の飼料作物を増殖する計畫も着々進められてゐるから、その成果は蓋し期して待つべきものがあらう。

また未利用の國內飼料資源は野草農作物の莖葉、蠶沙蠶糞等主として粗飼料であるが、之をサイロの利用によつて々派に或程度濃厚飼料の代用に供することが出來、しかも生産量は青草に換算して約七千二百七十一萬噸に上ると推算されてゐるから、現在我國で飼養されてゐる家畜の需要を充して尙四千萬噸以上の餘剰が生ず

るわけであり、實に豊富潤澤といはねばならぬなほ又それ以外に家庭の厨房から出る厨芥類醸造残渣類等も極めて重要な補給原料である。もしこれ等が完全に飼料化された暁には、我國飼料問題の解決に貢献するところ蓋し渺少なるものがあらう。

かく考へ来るとき、憂慮される飼料需給問題も必ずしも悲觀する必要はないのであつて、たゞ其處に多少の難關はあるとも、官民一致の努力によつて必ずやその難關を突破し、畜産生産力の維持擴充といふ聖戰下の吾々に課せられた大使命も圓滿に果し得られるものと思はれるのである。



## 興亞奉公日の徹底

今回の事變は實に東洋に於ける舊來の、歐米勢力中心の秩序態勢を打開して我が大日本帝國

國力ノ増強ヲ圖リ、強力日本ノ建設ニ邁進スルノ日」と定め、全國民が「克ク此ノ趣旨を諒トシ、小ナル實踐モ之ヲ積ンデ大ナル目的ニ到達セシメ、傳統的精神力を集結シテ、國家總力ノ發揮ニ努メ、以テ 敘旨ニ奉對スル」やう期待されて居るのであります。

爾來國民精神總動員本部はその趣旨の徹底に努め、官民一途その實踐に當つて戰時生活の確立に貢獻して居ることは多大なるものがありますけれども、しかしながら前線將士の緊張した生活に比べた時、吾々銃後の生活の中にはまだく遺憾な點が少くないと云はねばなりません。

今回精勤運動の機構改組に當つて、國民精神

總動員本部では一層この興亞奉公日の眞義を徹底して、上下億兆を通じてその目的貫徹に邁進することになりました。こゝにその徹底方策として定められてゐる處を記すと次の通りであります。

### 一方針

#### 二 廢底方法

(イ) 官公署に於ては夫々申合等の方法により

具体的に實踐事項を定めその遵守をなすこと。

(ロ) 會社、銀行、商店、工場等に於ては夫々申合をなし、實情に應じ奉公日に實踐をなすこと。

要なる向に對しては夫々適切なる對策を講ずること。

(イ) 興亞奉公日の實踐事項を具體化するに當りては常に時局認識を新にすることに努め特に左の如き積極的方面に留意すること

1 能率增進

2 増產勵行

3 節米實踐

4 克己生活

5 貯蓄實行

6 (ロ) 官公署は益々率先垂範の實を擧ぐること。

一般に對しては益々その眞義の徹底と實踐の強化を圖ること。

要なる向に對しては夫々適切なる對策を講ずること。

を中心とする眞の東洋人の東洋たらしめる新秩序の建設を目的とするものであつて、過去の日清戰役や日露戰役に較べて格段の差がある大事であることは云ふまでもありません。畏き御稟威の下に皇軍將兵の勇戦健闘目ざましく、銃後國民の協心戮力亦異常なるものがありまして、今や戰果は未曾有の大成功を見つゝあるのでありますけれども、他面國際政局の情勢は實に多難でありまして、この時難を克服して聖戰所期の目的を貫徹し、東亞新秩序の完成を爲し遂げるためには、更に／＼國民精神の昂揚と國家總力の發揮とに俟たねばならぬのであります。政府は即ちこの國民精神總動員強化徹底の方策として昨年八月八日、内閣々議に於て興亞奉公日に關する件を決定し、同十一日總理大臣の名を以て内閣告諭を發し、九月一日から毎月一日を以て興亞奉公日を實施し、事變中之を繼續して「是ノ日即チ全國民ガ特ニ戰場ノ勞苦ヲ想ヒ、自肅自省、的確ニ之ヲ實際生活ノ上ニ具現シ一億一心興亞ノ大業ヲ翼賛シ、以テ

## (ハ) 市町村、學校、各種團體、實踐網等は、

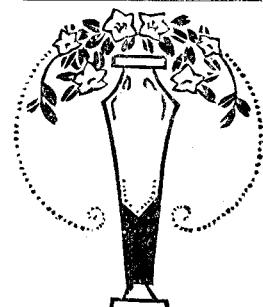
夫々奉公日の趣旨の徹底を圖ると共に實情に應じ申合等の方法によりその實踐を強化すること。

## (ニ) 花柳界、カフェー、バー等に對しては、

奉公日の趣旨に反するが如き事態の發生を防止するため、積極的に指導すること（組合等の申合により、慰問文、慰問袋の作製、各種講習、修養等をなさしむること）

## 戸毎に日の丸

## 手に／＼債券



### 軍人援護の 三重點

地方長官會議の際に於て軍人援護に關する協議の席上吉田厚生大臣から次のやうなお話があつたのであります。こゝに「假に軍人援護の三重點」と題してその概要を記し、吾々銃後國民の軍人援護に努める参考を致したいと思ひます。

現地を巡りまして私は何としても第一線の將士に銃後のことと御心配をかけるやうなことがあつては、洵に相濟まぬことであると痛切に感じて參りました。そもそもこの軍人援護のことはつきましては全く心持が根本でありまして物も固より必要でありますけれども、之を取扱ふについての根本の心持を誤らぬやうに、本當

に日本の軍人援護としての特色を發揚するやうに存分の御配慮を願ひ度いと想ひます。それと同時に單に所謂限られた軍人援護といふ仕事のみでなく、銃後に一切の不安を感じしめないやうに、見事な戰時體制となつて運行せられることが併せて必要だと思ふのであります。

日本の軍人は自分の家のことばかり心配して居るのではないのであります、第一線に奮闘して居る人の心といふものは常に自分の御郷里の實情がどうであらうか今年の作はどうだらう誰か困つてゐる人はゐまい。お米が足らぬといふことだが困つたことだ。といふやうに村のこと國のこと全體が、常に非常に心に懸つて居られると私はお察しして來たわけであります。

と申しますのは、奥地に行けば行くほど、前線に近づけば近づく程、米不足だと石炭不足だとか、さう云ふ聲が軍人以外の人間に非常に深刻に傳へられてゐるのであります。今にも日本には米騒動が起る。石炭飢餓の爲に戦が出来ない所まで行くであらうといふやうな風に語

られてゐます。それは又直に蔣介石方に利用されて居るのであります。その噂に又倍にも十倍にも疋をかけて、支那側ではラヂオや傳單を通じて我が方の撫亂の材料に使つてゐるのであります。例へば上海のやうな比較的内地と連絡の取れ易い所には割合に實情が判つて居つて、それほど酷いこともないのですが、奥地へ行けば行くほど不安が傳へられて居るといふやうな實情であります。非常に私はそのことを済まなく思つた譯であります。

吾々はその根本の、左様な初の不安を現實に克服して立派な戰時體制を確立することに全力を盡すと同時に、ちよつとした心ない噂話、或は新聞や雑誌の記事等が、どんでもない影響を現地に及ぼすといふことを日當考へて居らねばならぬと思ふのであります。このことは銃後をお預りする者は非考へて居らねばならぬといふことを痛感して戻つて参りましたので、皆さんも既にお氣付の方々も少からずあると思ひますが、是非充分御留意を願ひ度いと思ふので

あります。

それから、兵隊さんから訴へられたのではありませんが、念の爲に少し立入つて調べ所によると、この頃慰問の手紙や慰問品が事變當初に比べて大變減つてゐる。又參りますものの中にも形式一片、恩義理一片のものが隨分ある。

例へば慰問袋でも、中には可なりな値段の品物が入つてゐても、それはデパートで拵へた出来合の慰問袋などが随分ある。さういふものよりは兵隊さんの一番喜びますものは、自分の家で手縫で拵へたもので結構。その中に情の籠つたものが入つて居り、お家のお子さん方のたどりくしい慰問の手紙でも入つて居れば、それはくしやくになつて讀めなくなるまで毎日ポケットから出しては繰り返し／＼讀んで下さる。

さういふことは別にむつかしいことでもなんでもない。やうと思へばどんな家でもやれることがあります。事變が長くなるにつれてどうもさういふ點に關する銃後國民の思ひやりといふものに、若干弛みが出來たのではあるまい

か、是は誠に相濟まぬことであると私は思ったのであります。

何よりも第一線に來て居つて知りたいことはお國の便りであります。小學校の子供さんの書いた手紙が行くといふやうなことは有難いことであり、村の今年の作柄、田植はどうして済みましたかといふやうなことの實情は、出來れば寫真でも入れて其の村の出身の兵隊さんの所に送つたならば、どんなに嬉しからうと私は思ふのであります。さういふことにつきましては、是非皆様方の痒い所へ手の届くやうな御心配に與りますことが、この上もない第一線の勇士を更に勇氣づける所以だといふことを、痛切に自分が感じて參つた次第であります。

次に今一つ、不幸にして身體を悪くして歸つて來られる傷痍軍人の方々、それは内症の方もありますし、或は手が無くなつた、脚が無くなつた、さういふ外傷の方もあるのであります。さういふ方々は非常な心細い心持で歸つて來ると思ふのであります。私共が見舞ひに行つた時

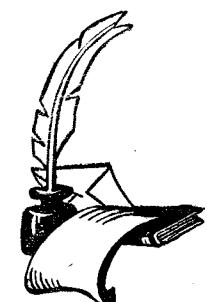
には、決してそんな心細い顔は見せられませぬけれども、定めし心細いだらうとお察しするのであります。

結核の方などが歸つて來られますれば、是は療養所に入つて皆さんの御世話を受けねばならぬ。外傷で手や足を失ひ、或は失明したお氣の毒な人達は、是は外科的治療は軍の療養所で完全にやつて下さつてその上歸郷なさる。後々は吾々の責任であります。私はさういふ兵隊さんや院長さんにも申上げたことでありますが、それ等の點につきましては今回幸と日露戰爭時分と比べまして、あらゆる施設が御承知のやうに可なり完備して居るのでありますて、内地に歸つてさういふ結核の患者が療養する設備も整つて居りますし、手足の無くなつた人に職業を補導して上げて、傷をしないと同様或はそれ以上に能率を擧げてでも働けるやうな道も開かねばならぬのであります、それに即應する設備も先づぐ、今日の技術の程度では可成り存分なものが出來上つて居るのであります。

さういふ點についても歸る前からよく知つて居られて、希望を持つて明るい氣持で存分に療養するといふことが何より有難いことであります。私の遭つた方にはさう申して參り、又院長さんにも左様御教育御指導願ひ度いと願つて、私の遭つた方にはさう申して參り、又院長さんにも左様御教育御指導願ひ度いと願つて歸つたのであります。皆様でもよく連絡をお執りになつて、戻つて來られる人は晴れやかな心持で今後の生涯、銃後の御奉公の存分に出来るやうに、——左様な心持になれば身體もめき／＼丈夫になるのですから——、是非さういふ方面には周到な御用意を以て充分な御骨折を願ひたい、斯様に感じて參りました。

右の三點は是非皆様に申上げたいと考へて居りました一番大事な點で御座います。是非一つ存分の御協力に與りたいと思ふのであります。

## 縣支金庫の増設



縣支金庫の増設については多年縣民の要望してゐる所でありましたが、昭和十五年度から新たに縣支金庫六ヶ所を増設して本年五月十七日鳥取縣告示を以て縣本金庫、及び支金庫の名稱位置、出納區域並に金庫事務取扱者を告示して居ります。その名稱、位置、事務取扱者は次の通りであります。

鳥取縣本金庫

鳥取市西町株式會社日本勸業銀行鳥取支店

岩美支金庫

岩美郡岩井町 株式會社松江銀行岩井支店

濱村支金庫

氣高郡正條村 株式會社米子銀行濱村支店

郡家支金庫

鳥取縣本金庫

八頭郡賀茂村 株式會社松江銀行智頭支店  
智頭支金庫  
八頭郡智頭町 株式會社松江銀行若櫻支店  
若櫻支金庫  
倉吉支金庫  
東伯郡倉吉町 株式會社米子銀行倉吉支店  
八橋支金庫  
東伯郡八橋町 株式會社松江銀行八橋支店  
御來屋支金庫  
西伯郡御來屋町株式會社米子銀行御來屋支店  
米子支金庫  
西伯郡境町 株式會社米子銀行境支店  
境支金庫  
法勝寺支金庫  
西伯郡法勝寺村 株式會社松江銀行法勝寺  
根雨支金庫  
日野郡根雨町 株式會社松江銀行根雨支店  
黑坂支金庫  
日野郡黑坂町 株式會社米子銀行黑坂支店



**矢送支金庫**  
日野郡日野上村 株式會社米子銀行矢送支店  
右の本支金庫については前記の通り、それ  
より出納區域の市町村が定められてゐますが記  
述を略します。

### 全國安全週間

#### 鳥取縣實施要綱

新生國民政府の還都に依つて支那事變の處理に一段階を劃したとは云へ其の前途は尙ほ遼遠であり、歐洲動亂に依る國際關係も亦豫斷を許さず國家總動員體制の強化は愈々緊要となり、産業人の使命更に重大性を加へて來たのに鑑み政府では七月一日から七日まで第十三回全國安全週間を行ふことになつたので、本縣でも政

(一) 安全關係者に對する事項  
安全管理者、工場醫、安全委員、安全衛生管理人等の積極的活動を促す爲業態別地域別等適當なる方法に依つて懇談會、協議會、研究會、講演會等を開催し、特に中小工場に對しても趣旨の徹底を期すること  
(二) 安全週間中の視察  
安全週間中は成るべく監督者を現場に派遣し

て安全週間計畫實施狀況を観察せしめ實情に即したる指導をなすこと

### 三、事業主に於て實施すべき事項

#### △第一日（七月一日）安全報國宣誓日

(一) 神社、講堂、工場、礦山、事業場等適當の廣場に全員を集合せしめて安全報國精神を強調し作業安全化の宣誓式を行ふこと

(二) 産業殉職者の慰靈祭を行ふこと

(三) 工場事業場には安全週間中國旗及び安全旗の掲揚をなすこと

#### △第二日（七月二日）整理整頓實行日

(一) 作業場の環境を整備すること

(二) 自己の擔當する作業機械、器具其の他附屬品の點検をなして之が整理整頓並に清掃を行ふこと

(三) 作業場、食堂、寄宿舎、構内全般に亘つて充分整理清掃をなすこと

(四) 材料の整理整頓を行ふこと

#### △第三日（七月三日）設備改善協力日

(一) 第四日（七月四日）作業規律實踐日

(二) 就業、休憩、終業時間は振鈴（サイレン）に依つて正確を期すること

(三) 作業規律に關して適當なる訓練を行ふこと

#### △第五日（七月五日）物資勞力活用日

(一) 不用品、不用材料等の處分を行ふこと

(二) 廢物を蒐集して其の再生を圖り、再生不能なものは適宜處分すること

(三) 勞力、動力等の無駄防止に努めること

#### △第六日（七月六日）緊急處置訓練日

(一) 火災、出水、空襲等を假裝して之が緊急處置に關し團體的或は個人的訓練をなすこと

(二) 其の他災害時に於ける規律的訓練を行ふこと

#### △第七日（七月七日）時局認識強化日

(一) 七月七日は支那事變の發端である蘆溝橋事件の突發した日であるから、從業員に對して時局の認識を強調すること

(二) 工場事業場敷地に樹木を植へること

體育施設を擴充すること

消費節約を勵行すること

貯蓄の勵行を期すること

禁酒禁煙を嚴行すること

其の他適當なる事項

#### 四、實施上の注意事項

(一) 本計畫を遂行するため週間前適當の準備期間を置いて實行上の圓滑を期すること

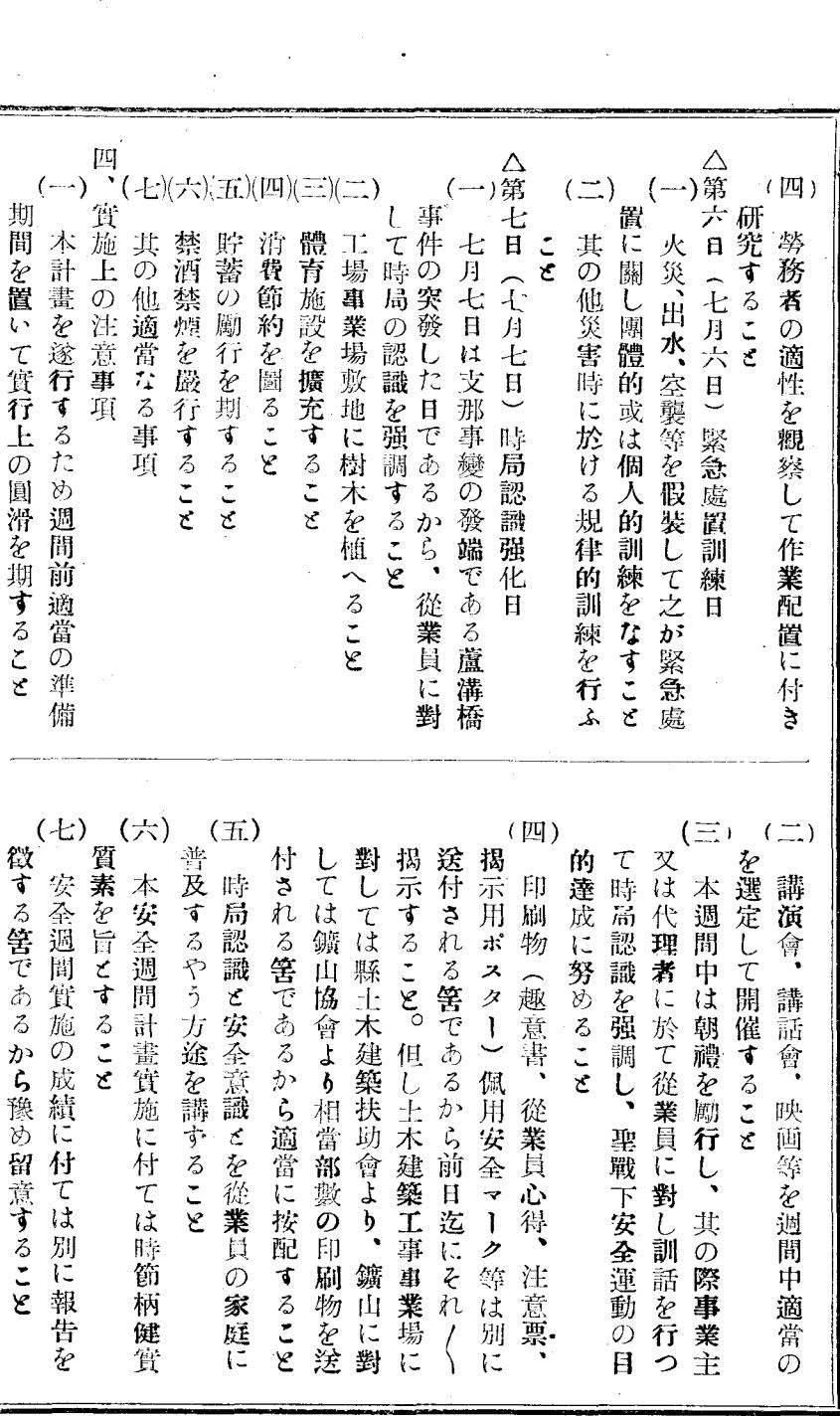
(二) 安全週間實施の成績に付ては別に報告を徵する筈であるから豫め留意すること

(一) 設備、工具、其の他に付て安全検査を行ひ不備不完全なものゝ補正を行ふこと

(二) 機械、工具の愛護思想を涵養すること

(三) 無駄防止係を設置すること

(四) 工場、礦山又は事業場の安全化に關して運動等の改善考案の懸賞募集をすること、但し週間前に募集して當日之を發表しても宜い



(八) 安全週間實施の成績特に優秀なる工場、礪山、事業場及び之に盡力したる個人をも表彰せられる豫定であるから、詳細に狀況を具して報告せられたい。

『守れ安全輝く日本』

要農作物増産獎勵に依つて前年に於ける春植及び秋植を合した作付面積の四百七町八段歩に較べて百十九町二段歩の増加であつて二割九分二

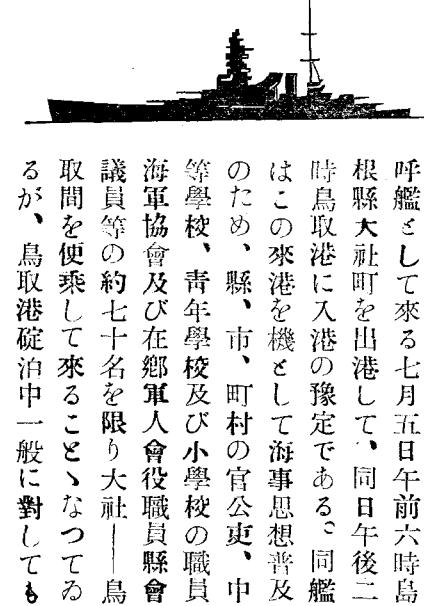
拜艦を許されるので、拜艦上に於ける要綱を次に記してをく。

### △ △ △

#### 一 拜艦の日時

七月五日午後三時より同六時まで七月六日午後一時より同六時まで

#### 艦上點呼艦「長鯨」の來鳥



帝國軍艦「長鯨」は本年度艦上點呼艦として来る七月五日前六時鳥根縣大社町を出港して、同日午後二時鳥取港に入港の豫定である。同艦はこの來港を機として海事思想普及のため、縣、市、町村の官公吏、中等學校、青年學校及び小學校の職員、海軍協會及び在郷軍人會役職員、縣會議員等の約七十名を限り大社——鳥取間を便乗して來ることとなつてゐるが、鳥取港碇泊中一般に對しても

#### 二 拜艦者 團體にして其の代表者より縣廳(社寺兵事課)鳥取市役所に申込のこと

#### 三 其の他

1 履物は靴又は草履が便利である。

2 軍艦の上り下りには混雑を避り係員の注意を能く守り舷門に立つ哨兵には必ず「禮」をして通らねばならぬ。

3 艦上の諸機物には決して手を觸れてはならぬ。

4 艦内では煙草を喫ふ時間と場所が定められてゐるからその場所以外では絶対に喫つてはならぬ。

5 艦上では總て自分勝手の行動は出來ないので係員や案内者の指圖に従はねばならぬ。

6 軍艦の便所は乗員用のみで一時に多人數の使用は出來ぬから上艦前(鳥取港で船に乗る前)豫め用便してをくこと。

×

×



#### 本縣春植馬鈴薯

昭和十五年本縣ジャガイモ(馬鈴薯)の春植にかかる作付面積を五月十日現在で調査したが、その結果によると五百二十七町歩を示してゐる蓋し本年のジャガイモ(馬鈴薯)春植作は、重要農作物増産獎勵に依つて前年に於ける春植及び秋植を合した作付面積の四百七町八段歩に較べて百十九町二段歩の増加であつて二割九分二

	總 數	4年作付面積 前年春植 作付面積	比較 增 減
鳥取市	五、二七〇	四、〇七八	一、一九二
米子市	一五三	一三一	二二
岩美郡	一三九	一〇五	三四
八頭郡	八六二	七五七	一〇五
氣高郡	一、七一三	一、一八九	五四
東伯郡	一、〇〇八	七七八	二三〇
西伯郡	七一三	五四六	一六七
日野郡	四六七	三七二	九五
	二一五	二〇〇	一五



## 農業報國

### 聯盟に就て

#### △農業報國聯盟の趣旨

輝かしい我が皇國の歴史は炳として日星の如く、茲に二千六百年を迎へました。この間我が國は幾多の苦難を経て來たのではありますけれども、全國民の盡忠報國の精神は尊き御稜威の下に常に之を克服して、皇威の宣揚國運の進展まことに年と共に新たなるものがあります。今回の支那事變にあたつても當初以來國を擧げてその難局に當りまして、戰線に銃後に等しく忠誠を致し、就中農山漁村にありては多數の青年を戰場に送ると共に國策に即應して協力一致物心兩面に亘つて充く銃後の護りを固うして生産の維持とその擴充に遺憾なきを期して居る

然しながら今次事變の重大性と、これに對する列國々際情勢の趨向とに鑑みるとき、時局の前途は頗る多端であります。全國民は益々堅忍持久真に協力一致して、國家總動員體制に基く長期建設の方途を以てこの難局に當るの覺悟を固くしなければなりません。而して事變が長期に亘るに従つて、農山漁村の經濟事情や生産の諸條件は今後相當の變化を免れないであります。又時局の進展に伴つて各種の統制施設はいよいよ強化されるでありますから、農林漁業の經營についても亦一段の決意を以て之に對處しなければなりません。國民の食糧並に軍需品の給源として、常に國家の根幹をなす農山漁村の使命は眞に重且つ大なるものがあると謂はねばならぬのであります。

從つて今後は農山漁村民のみに止らず都會居住者其の他廣く國民全体は農林漁業の重要性について一層その認識を高め、之に對して正しい認識と誠意ある支援とを爲す必要があります。

又中央地方を通じて農業に對する指導機關が漸く整備し、農村經濟更生運動の提唱以來農山漁村の產業組織も逐次進展を見て居るのでありますけれども、特に時局の進展に伴つて逐次實行せらるべき戰時農林國策に付いては勿論、經濟事情の變遷及び之に伴ふ統制施設に關しては其の都度農山漁村の部落の末端にまで之を知悉せしめて、農山漁家の爲すべき事項について充分な理解と熱意とを持たせると共に、各種團體をして時局に對應し、一層協力一致して各々其の分に應する活動を促進せしめる等、官民協同に依る全國的運動の必要が痛感せられるのであります。

襄に全國を統一する「農業報國聯盟」が結成せられ、本縣に於ても昨年四月十四日を以て「農業報國聯盟鳥取縣支部」が作られてゐるのも全く右の趣旨に依るものであります。

扶助を具現する農業報國精神の体得によつて、初めて其の目的を達成することが出来るのであります。

△農業報國聯盟綱領

一 本聯盟は全國民の農山漁村に對する正しき理解と認識を喚起し、以て國家總動員體

制の整備を圖り、各般の戰時農山漁村對策の實行確保を期す。

## 二 本聯盟は事變下農山漁村生產力の維持擴充並に農林漁家の生活安定を圖る爲、各農

林漁業關係者をして其の分擔と能力に應する報國の精神を發揚せしめ、和衷協同以て實踐躬行の任に當らしめんことを期す。

三 本聯盟は諸般の戰時農林漁業政策に對する農林漁業者の認識を一層徹底せしめ、眞に官民一致戰時對策遂行に關し遺憾なきを期す。

### △農業報國聯盟鳥取縣支部宣言

一 農林漁業を以て國に報するの精神の具現を期す。

一 戰時農山漁村對策の實行の確保を期す。

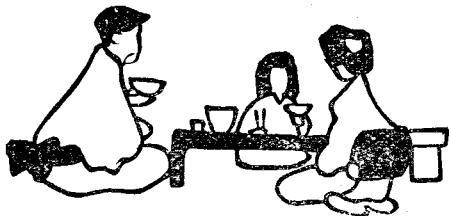
一 和衷協同の精神による產業諸團體の整備擴充を期す。

X

X

X

從つて保健衛生上輕視することが出來ないの  
で、縣では蠅の驅除に付ては從來可なり大きな  
努力を拂ひ、展覽會或は講演會等で一般に驅蠅  
法は最も傳播される場合が多いのである。  
昆蟲類の中で日常我々と最  
も親しくそして最も憎惡なものは家蠅である。而もその繁殖率が非常に大きいため盛夏の頃には驚く程の多數になる。  
家蠅は蚊、蚤、虱のやうに直接人体に害を與へることは余りない方だが、特殊な体軀の構造と汚物を好む習性とは諸種の傳染病を傳播するのに適してゐて、夏季の流行病中最も恐れられてゐる腸チフス、赤痢、コレラ特に腸チフスは最も傳播される場合が多いのである。



## 蠅の驅除に就て

の普及を圖つて來てゐるが今年も其の時期になつたので、次に蠅に對する知識と其の驅除豫防に付て記すこととする。

### △家屋内に來る蠅の種類

家屋内に來る蠅の種類は十種類もあるが、一番多いのがイエバエで九三・三%となつてゐて此の他にヒメイエバエ、オホイヘバエ、ニクバエ、キンバエ、クロバエ等があるが、之等は比較的少く場所に依つては全然見ることが出來ない場合がある。

### △家蠅の一世

家蠅は他の一般昆虫類と同じく一代中に種々變化するものである。即ち卵は普通八時間乃至十二時間後孵化して幼虫となり、更に五日乃至六日で蛹となる。蛹の状態を五日乃至七日経ると成虫となるものであつて、此のやうに家蠅の卵から成虫になり再び産卵するまでの間は甚だしいものであるが、大体家蠅の一世代は平均して十日乃至十四日位であるから、一年間に少くとも七、八回は發生するものと考へられる。

### △蠅の繁殖力

一匹の雌蠅が一回に百個の卵を産んで全部孵化するものとすれば第一世代の終りには百匹の成虫となり、此の中雌雄各五十匹として雌が全部卵を産めば第二世代の終りには五〇〇〇〇匹となり、第八世代を繰返すものとすれば七八兆千二百五十億匹と云ふ實に恐るべき成虫が出来ることになる。

### △蠅の發生場所

蠅の發生場所は馬糞、牛糞、人糞、鹿糞の堆積、豚糞、野菜、牧草の腐敗物等色々あるが、最も好む所は新鮮な馬糞で、之は牛糞其の外よりもは養分が多いからである。人糞は馬糞より發生率が少いのであるが、特に屋内の廁で其の構造が完全な場合には非常に少いと云はれてゐる併し野外糞又は不完全な廁に於ては其の發生が非常に多く、且つ成虫も多く集つて種々の病菌を此處から所々に傳播するので衛生上極めて重視せねばならない。

らぬと云ふので昭和九年に縣令を公布し、爾今便所を新設改築する場合は最も理想的な内務省式改良便所を築造すべく規定したのも全く此の點を重視した結果である。

#### △蠅と傳染病との關係

蠅は多く汚物の中で生育し、成虫となつてから人糞其の他悪臭のある腐敗物を好んで食べ、此の不潔な所にゐたものが其の儘我々の食べ物や食器或は身体に飛んで来て種々の病原体の傳播をして我々に多大の損害を與へるのである。

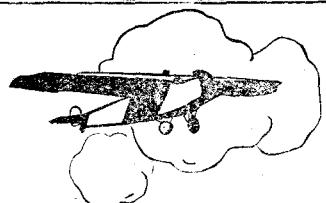
然らば一匹の蠅が運ぶバクテリアの數はどの位であるかと云ふと、實測によれば一回に六十萬もあつたと云はれてゐる。運ばれる總てのバクテリアが有害とは認められないが、時に依つては腸チフス、赤痢、コレラ、結核等の病原菌を含む場合があるから傳染病流行地では特に注意すべきである。

#### △驅除豫防法

驅除法には蠅打等を用ゐる撲殺、蠅捕瓶による誘殺、捕虫網に依る捕殺、石油乳劑等の接觸

剤・ホルマリン加用液、噴霧殺蠅、液等の毒殺剤、或は除虫菊粉を燻蒸する等其の方法は色々あるが、毒殺剤はホルマリン十分、牛乳二十分水六十五分を混合して適當な場所に置き、接觸剤はクレゾール石鹼液二分、石油八分を三十倍の水に稀釋するか、又は石鹼末二十匁、石油一合、熱湯四合を水一斗に混入してそれ／＼撒布するのである。又蠅取紙は松脂七十七分、豆油二十三分、黃蠟一分、アマニ油十九分を溶和するか、或は黃蠟二十分、アマニ油三百八十匁、紫檀末十分、コロホニウム六百分を溶和してそれ／＼紙片に塗布すれば宜い。

兎に角蠅は突然に來るものではなく、我々の住む周邊に卵が生れて蛆となり蛹となつて來るものであるから蠅の發生場所をなくする事が最も大切であつて、周邊手近の塵芥を片付け、汚塵土に注意し、清潔にし、清淨に努めたならば蠅は驅除され得るのである。



## 工業組合 献納陸軍機 命名式

全國工業組合員二十五萬の赤誠の結實たる愛國機獻納に對し、陸軍省では五月六日午後二時より羽田東京飛行場に於て晴れの命名式を舉行した。

當日は烟陸軍大臣を初め各軍事參議官、東條航空總監、陸軍省・參謀本部其他の關係官、和田工業組合課長その他官廳代表等二百名と工業組合關係代表二百名が參列、定刻國歌奉唱、ついで神官は祭壇に進み修祓、降神、獻饌を行ひ、齋主、國神社高原權宮司祝詞を捧げ、終つて烟陸相は獻納各機にそれ／＼命名を行ひ、工

業組合よりの献納機に工業組合號（九七式戰闘機）四二三號、四二四號、四二五號と三機に命名せられ、續いて献納者一同に感謝狀を交付、工業組合よりは松崎工業組合中央會理事感謝狀を受け、齋主、陸相、獻納者代表命名式委員長川原陸軍省高級副官、來賓總代の王串奉奠、各機に武運長久の神符授與、つづいて工業組合よりは花束をそれ／＼の操縦者に贈呈するなどあつて撤饌、昇神を行ひ、萬歲を奉唱、午後三時式を終り、各團體、會社等より獻納された重爆戰闘、郵便、患者輸送などの新銳三十一機の壯快な空の大ページントに移り、まづ鮮かな離陸、密集編隊飛行、或は單機逆轉宙返り等我荒鷺の神技を公開、その他地上攻撃、急降下、地上掃射、落下傘投下、通信筒吊上げ等珍しい連絡作業を實演するなど薰風五月の空一杯に我等報國の赤誠が擴げられて午後四時めでたく終了した。

なほ海軍省の献納機命名式は七月上旬舉行される筈である。

七月十五日頃

東伯郡榮村

**滿洲日々社員の****開拓民及義勇軍**

同十六日頃

日野郡石見村

灘手村

**出身村訪問**

としてゐるが、尙視察箇所については縣廳來訪の上打合せをする筈である。

今回滿洲日々新聞社では滿洲開拓民並に青少年義勇軍の出身村を全國に亘つて訪問し、開拓民送出縣の土地と人口調、一般的農業經營狀態本年度農作物の出來高見越し、開拓の先驅者、開拓事業盡力者との面接、殘留家族訪問等によつて開拓民及び義勇軍送出後の郷土の狀況を視察して之を同紙に連載し、現地に在る開拓民に對して郷土の通信とすると共に、廣く滿洲開拓事業の認識を深める一助とするこゝなつた旨拓務省から本縣に通知があつた。本縣に來る豫定計畫は同社に於て

**忠魂にらむぞ  
經濟違反**

昭和十五年六月廿八日印刷  
昭和十五年六月廿八日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町  
印刷所 鳥取縣高郡大正村大字古海  
支所 鳥取縣刑務所